

Mayo v. Prometheus 事件に関する米国連邦最高裁判所判決

2012年03月26日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国連邦最高裁判所は、ビルスキ事件において、"**machine or transformation test**"(特定の機械または装置と結びついているか、または特定の対象物を異なる状態もしくは物に変化させるものであるか否か)は**唯一の判断基準ではなく**、米国特許法第 273 条(b)(1)を根拠にビジネス方法自体の特許性が否定されるわけではなく、他の基準に基づいて判断できると判示しました。

ビジネス方法発明以外にも、プロセス発明が米国特許法第 101 条^{*1}の規定を充足する法定発明主題に該当するか否かが法廷で争われており、その代表的な一つが **Mayo v. Prometheus** 事件です。

【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

*1 米国特許法第 101 条は、プロセス、機械、生産物、組成物、これらを改良したものの何れかを発明または発見した者は、特許を取得することができることを規定しています。また、生物関連発明として、MPEP § 2105 には、発明が living matter を含むか否かは特許性に関係なく、その生物が人間の介在により生じたものであれば法定発明主題になり得ます。更に、判例によれば、遺伝子工学により生産された微生物や自然法則、物理現象、抽象的概念に該当しない限り、人間により作られたものであって太陽の下にある全てのものが発明法定主題となり得るとされています。